

# 凡 例

1. 本書は、令和元年発生国土交通省所管公共土木施設災害復旧事業についての各種分類と国庫負担率に関する資料、その他これらと密接な関係にある災害関連事業、他省所管の公共土木施設災害復旧事業の決定額等の各般の資料を収録したものである。
2. 令和元年発生災害に関する各種分類の金額は、すべて実地調査等の結果に基づき主務大臣が決定したもので、国庫負担率算定の基礎となった工事費を基本とした。
3. 当該資料中「法」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法をいう。
4. 金額は、特に表示するものを除き千円単位とし、また、比率は国庫負担を除き百分比とし、小数点2位以下は四捨五入した。
5. 各表中、該当する事項のないものは「－」またはブランク（空欄）、不明のものは「…」、単位に満たない数字は「0」として表示した。
6. 表の内容の説明は、各表欄外に注書した。
7. 災害査定が全て終了していないため※1、公共土木施設災害復旧事業費等※2は、今後行われる災害査定により変更することがある。
8. 平成23年発生激甚災害についての資料は、東日本大震災に係る災害査定が完了していないため、今後、災害査定の進捗状況により変更することがある。

※1 災害査定が終了していない事業があった地方公共団体は、以下のとおり。

岩手県、宮古市、久慈市、山田町、宮城県、石巻市、塩竈市、白石市、岩沼市、大崎市、丸森町、亘理町、福島県、福島市、いわき市、須賀川市、相馬市、伊達市、本宮市、石川町、茨城県、土浦市、龍ヶ崎市、常総市、鹿島市、栃木市、宇都宮市、足利市、栃木市、下野市、埼玉県、川越市、春日部市、朝霞市、新座市、千葉県、銚子市、船橋市、館山市、木更津市、成田市、東金市、旭市、習志野市、柏市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、いすみ市、大網白里市、東庄町、横芝光町、一宮町、長柄町、鋸南町、東京都、神奈川県、横須賀市、小田原市、山梨県、忍野村、長野県、長野市、飯山市、千曲市、佐賀県、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市

※2 公共土木施設災害復旧事業費のほかに、申請額、決定額、事務費、国庫負担額、国庫負担率、激甚災害事業費、特例対象事業費、特別財政援助額及び箇所数。